

滋賀県物品買入れ等の入札に係る談合情報等対応マニュアル

第1 総則

1 趣旨

このマニュアルは、県が行う物品の買入れもしくは物品の製造もしくは修繕の請負または役務の提供（建設工事に係るものを除く。）に係る入札の適正化を図り、談合情報に対する的確な対応を行うため、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

- (1) 「物品等」とは、物品の買入れもしくは物品の製造もしくは修繕の請負または役務の提供（建設工事に係るものを除く。）をいう。
- (2) 「内訳明細書等」とは、入札の実施に当たって、当該入札への参加者が提出する入札書のほか、内訳明細書、企画提案書、審査資料等の提出が求められている場合におけるこれらの書類等をいう。
- (3) 「談合情報」とは、入札参加者同士であらかじめ受注予定者、最低入札価格等を決定することによって入札により発注される商品または役務の取引に係る競争を制限するいわゆる入札談合に関する情報をいう。

3 談合情報の範囲

このマニュアルにおいて取り扱う談合情報の範囲は、「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（平成6年7月5日公正取引委員会）」において参考例として掲げられている内容等について提供された情報とする。

第2 談合情報を入手した場合の対応

1 情報の確認と調書の作成

物品等に係る入札について談合情報を入手した場合は、発注機関の長は、次のとおり対応するものとする。

- (1) 当該談合情報の内容、提供者の所属、職・氏名等を確認し、談合情報対応マニュアル早見表（別紙1-1・別紙1-2）を参考として、状況に応じて取るべき対応を判断する。
- (2) 直ちに物品買入れ等業者選定審査会の事務局（会計管理局管理課エコオフィス係。以下「審査会事務局」という。）に電話等により通報する。
- (3) 入手した談合情報について、談合情報報告書（別記様式第1）を作成する。

なお、情報提供者が報道機関である場合または新聞等の報道により談合情報を入手した場合は、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

2 入札および契約の取扱い

発注機関の長は、談合情報を入手した場合は次のとおり対応するものとする。

(1) 落札決定前に談合情報を入手した場合

ア 一般競争入札(入札参加資格事前確認方式)または指名競争入札の場合

(別紙2-1~別紙2-3参照)

(ア) 事情聴取

- a 入札参加者(入札に参加しようとする者を含む。以下同じ。)全員に対して速やかに事情聴取を行うものとする。事情聴取は、入札日(郵送による入札を認めている場合または物品・役務電子調達システムを使用した入札の場合は、開札日。以下同じ。)の前日までに行う。
- b 談合情報の入手から開札までの時間および発注の遅れによる影響等を考慮して、必要に応じて入札開始時刻または入札日の繰下げによる入札の延期をした上で行う。
- c 聴取結果については、事情聴取書(別記様式第2)を作成する。

(イ) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、滋賀県物品買入れ等の一般競争入札執行要領(平成19年10月1日付け滋出第651号出納局長通知)第7条または滋賀県物品買入れ等の指名競争入札執行要領(平成19年10月1日付け滋出第651号出納局長通知)第5条を適用し、入札の執行を延期、取り止め、または談合に関係した者を外して入札を執行する。

(ウ) 談合の事実があったと認められない場合の対応

- a 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、全ての入札参加者から誓約書(別紙3-1)を提出させる。また、対面で入札執行する場合は、入札執行に関する注意事項(別紙4)を読み上げ、「入札執行後に談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする」旨の注意を促した後に入札を行う。
- b 入札参加者に内訳明細書等の提出を求め、当該物品等の積算内容を把握している担当職員が談合の形跡がないかを入念にチェックする。
- c 担当職員は、チェックした結果を報告書としてとりまとめ、発注機関の長へ提出する。当該報告書は、チェックの対象となった内訳明細書等とともに保存する。
- d 入札書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、(イ)により対応する。

イ 一般競争入札(入札参加資格事後確認方式)の場合(別紙2-4参照)

開札日まで入札参加者が明らかでないため、開札後にア(ア)以下に従い対応するものとする。

(2) 落札決定後に談合情報を入手した場合

落札決定後に談合情報があった場合は、発注機関の長は、落札者および落札金額を含む入札結果等を落札決定と同時に公表していることに留意した上で、事情聴取等の調査の要否を判断する。

調査を実施することを決定した場合は、次のとおり対応するものとする。

ア 契約締結以前に談合情報を入手した場合（別紙５－１参照）

（ア）事情聴取

入札参加者全員に対して速やかに事情聴取を行い、その結果について事情聴取書（別記様式第２）を作成する。

（イ）談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、滋賀県物品買入れ等の一般競争入札執行要領第７条または滋賀県物品買入れ等の指名競争入札執行要領第５条を適用し、入札を無効とする。

（ウ）談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書（別紙３－１）を提出させた上、落札者と契約を締結する。

イ 契約締結後に談合情報を入手した場合（別紙５－２参照）

（ア）事情聴取

入札参加者全員に対して速やかに事情聴取を行い、その結果について事情聴取書（別記様式第２）を作成する。

（イ）談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、物品については発注状況、業務委託については進捗状況を考慮して契約を解除するかどうかを判断する。

（ウ）談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札参加者全員から誓約書（別紙３－２）を提出させた上、契約を続行する。

(3) 事情聴取の方法等

ア 事情聴取は、各発注機関において複数の職員で行う。

イ 事情聴取は、事情聴取の対象者全員に対し、面談室等において事情聴取書（別記様式第２）の質問項目について個別に聞き取りを行う。

ウ 事情聴取の相手が、代表者または入札・契約業務について代表者からの委任を受けた者であることを確認するとともに、役職等を名刺等により確認する。

エ 聴取結果については、事情聴取書（別記様式第２）を作成する。

(4) 誓約書の提出等

ア 誓約書（別紙３－１・別紙３－２）については、これを公正取引委員会へ送付する旨を事情聴取の対象者に通知した上、別紙１－１・１－２を参考に事情聴取の対象者へ提出を求める。

なお、提出は事情聴取の対象者から自主的に提出することを促すものとし、誓約書の提出がないことを理由として入札に参加させないことは適当ではない。

イ 誓約書には代表者印等を必要とするため、聴取日後の提出も認める。

3 審査会事務局への報告

発注機関の長は、2に定める対応を行ったときは、その内容を速やかに審査会事務局へ報告する。

審査会事務局は、報告を受理後、速やかに物品買入れ等業者選定審査会に報告するものとする。

4 公正取引委員会等への通報等

発注機関の長は、談合情報について、原則として、公正取引委員会へ通報するものとする。

また、必要に応じて警察にも連絡するものとする。

ただし、発注機関の長が、談合情報の内容が詳細でない等の理由により調査および事情聴取が不要と判断した場合は、公正取引委員会への通報を要しない。

(1) 通報等は、発注機関の長の名において行う。

(2) 公正取引委員会の窓口は下記のとおり。

●公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 第一審査課

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館10階

TEL：06-6941-2173（代表）

(3) 公正取引委員会への通報は、別記様式第3の送付文を使用して行うものとする。

(4) 公正取引委員会への通報等は、原則として、談合情報入手、事情聴取から入札に至る一連の手続が終了した後に行う。

ただし、重大な事案である場合、公正取引委員会からの求めがある場合その他発注機関の長が必要と認めたときは、手続の各段階で事情聴取書、誓約書、入札調書の写し等を送付するものとする。

5 報道機関への対応

談合情報を入手した物品等に係る発注機関の長は、報道機関等から発注者としての対応について説明を求められた場合には、広報担当者を1人指名し、これに対応させるものとする。

談合情報対応マニュアル早見表

【参考】

(入札参加資格事前確認方式の一般競争入札(総合評価含)・指名競争入札)

取扱注意

◎ この早見表はあくまでも参考として取り扱うこと。内容の程度等それぞれの状況に応じて、事情聴取、入札執行、入札中止等を行うこと。また、このマニュアルに基づき、物品買入れ等業者選定審査会事務局および公正取引委員会への連絡、通報を行うこと。

項目	ケース	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32		
情報 の 内容	談合の日時	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明		
	談合の場所	不	不	不	不	不	不	不	不	明	明	明	明	明	明	明	明	不	不	不	不	不	不	不	明	明	明	明	明	明	明	明	明		
	談合した者の氏名	不	不	不	不	明	明	明	明	不	不	不	不	明	明	明	明	不	不	不	不	明	明	明	明	不	不	不	不	明	明	明	明		
	落札予定者	不	不	明	明	不	不	明	明	不	不	明	明	不	不	明	明	不	不	明	明	不	不	明	明	不	不	明	明	不	不	明	明		
	落札予定金額	不	明	不	明	不	明	不	明	不	明	不	明	不	明	不	明	不	明	不	明	不	明	不	明	不	明	不	明	不	明	不	明		
情報 提 供 者 の 状 況	匿名 の 場合	A 開札前で調査する 時間がある場合	1	1	2	2	1	1	2	2	1	1	2	2	1	1	2	2	1	1	2	2	1	1	2	2	1	1	2	2	1	1	2	2	
		B 開札から落札決定前	1	1	3	3	1	1	3	3	1	1	3	3	1	1	3	3	1	1	3	3	1	1	3	3	1	1	3	3	3	3	3	3	3
		C 落札決定後	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	4	4	4	4	5	5	5	5	4	4	4	4	5	5	5	5	
氏名 明 ら か な 場 合	A 開札前で調査する 時間がある場合	1	2	2	2	1	2	2	2	1	2	2	2	1	2	2	2	1	2	2	2	1	2	2	2	1	2	2	2	1	2	2	2		
	B 開札から落札決定前	1	3	3	3	1	3	3	3	1	3	3	3	1	3	3	3	1	3	3	3	1	3	3	3	1	3	3	3	3	3	3	3	3	
	C 落札決定後	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	4	4	4	4	5	5	5	5	4	4	4	4	5	5	5	5		

(注1)不＝不明の場合、明＝明らかな場合 (注2)報道機関からの情報については、氏名明らかな場合と同様に扱う。

[コード] [取るべき対応]

- 1 入札参加者全員に談合情報のあったことを知らせた上で、厳重な注意を喚起して執行する。
- 2 入札参加者全員から事情聴取し、誓約書をとった上で執行する。ただし、談合の事実または談合らしき事実を1者でも認めた場合は入札を中止する。
- 3 落札決定を保留し、入札参加者全員から事情聴取し、誓約書をとった上で執行する。ただし、談合の事実または談合らしき事実を1者でも認めた場合は入札を中止する。
- 4 落札決定後に情報があつた場合であり、内容が詳細でないため、事情聴取は行わない。
- 5 落札決定後に情報があつた場合であり、内容が詳細であるため、入札参加者全員から事情聴取を行う。落札者から誓約書をとる。

談合情報対応マニュアル早見表 (入札参加資格事後確認方式の一般競争入札)

【参考】

取扱注意

◎ この早見表はあくまでも参考として取り扱うこと。内容の程度等それぞれの状況に応じて、事情聴取、入札執行、入札中止等を行うこと。また、このマニュアルに基づき、物品買入れ等業者選定審査会事務局および公正取引委員会への連絡、通報を行うこと。

項目	ケース	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
情報 の内容	談合の日時	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	
	談合の場所	不	不	不	不	不	不	不	不	明	明	明	明	明	明	明	明	不	不	不	不	不	不	不	不	明	明	明	明	明	明	明	明	
	談合した者の氏名	不	不	不	不	明	明	明	明	不	不	不	不	明	明	明	明	不	不	不	不	明	明	明	明	不	不	不	不	明	明	明	明	
	落札予定者	不	不	明	明	不	不	明	明	不	不	明	明	不	不	明	明	不	不	明	明	不	不	明	明	不	不	明	明	不	不	明	明	
	落札予定金額	不	明	不	明	不	明	不	明	不	明	不	明	不	明	不	明	不	明	不	明	不	明	不	明	不	明	不	明	不	明	不	明	
情報 状態	匿名	A 落札決定前	1	1	1	2	1	2	2	2	1	2	1	2	1	2	2	2	1	1	2	2	1	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2
		B 落札決定後	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	3	3	3	3	4	4	4	4	3	3	3	3	4	4	4	4
状況 提供者 の	氏名 明らか	A 落札決定前	1	1	1	2	1	2	2	2	1	2	2	2	1	2	2	2	1	1	2	2	1	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2
		B 落札決定後	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	3	3	3	3	4	4	4	4	3	3	3	3	4	4	4	4

(注1)不＝不明の場合、明＝明らかな場合 (注2)報道機関からの情報については、氏名明らかな場合と同様に扱う。

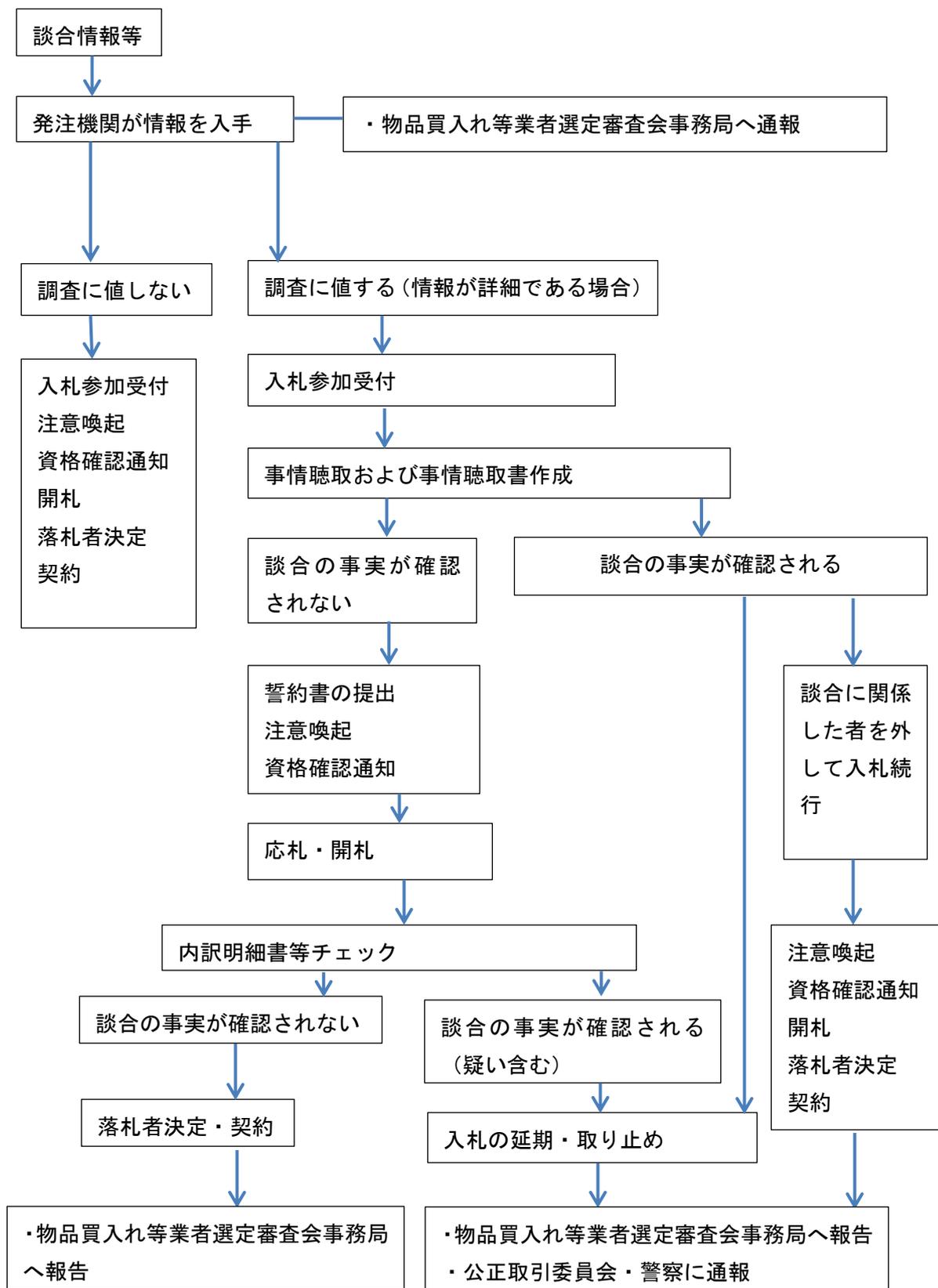
[コード] [取るべき対応]

- 1 情報に具体性がなく調査に値しない情報であり落札決定保留までは行わない。
- 2 落札決定を保留し、入札参加者から事情聴取し、誓約書をとった上で落札決定する。ただし、談合の事実または談合らしき事実を1者でも認めた場合は入札を中止する。
- 3 落札決定後に情報があつた場合であり、内容が詳細でないため、事情聴取は行わない。
- 4 落札決定後に情報があつた場合であり、内容が詳細であるため、全入札参加者から事情聴取を行う。落札者から誓約書をとる。

別紙 2 - 1

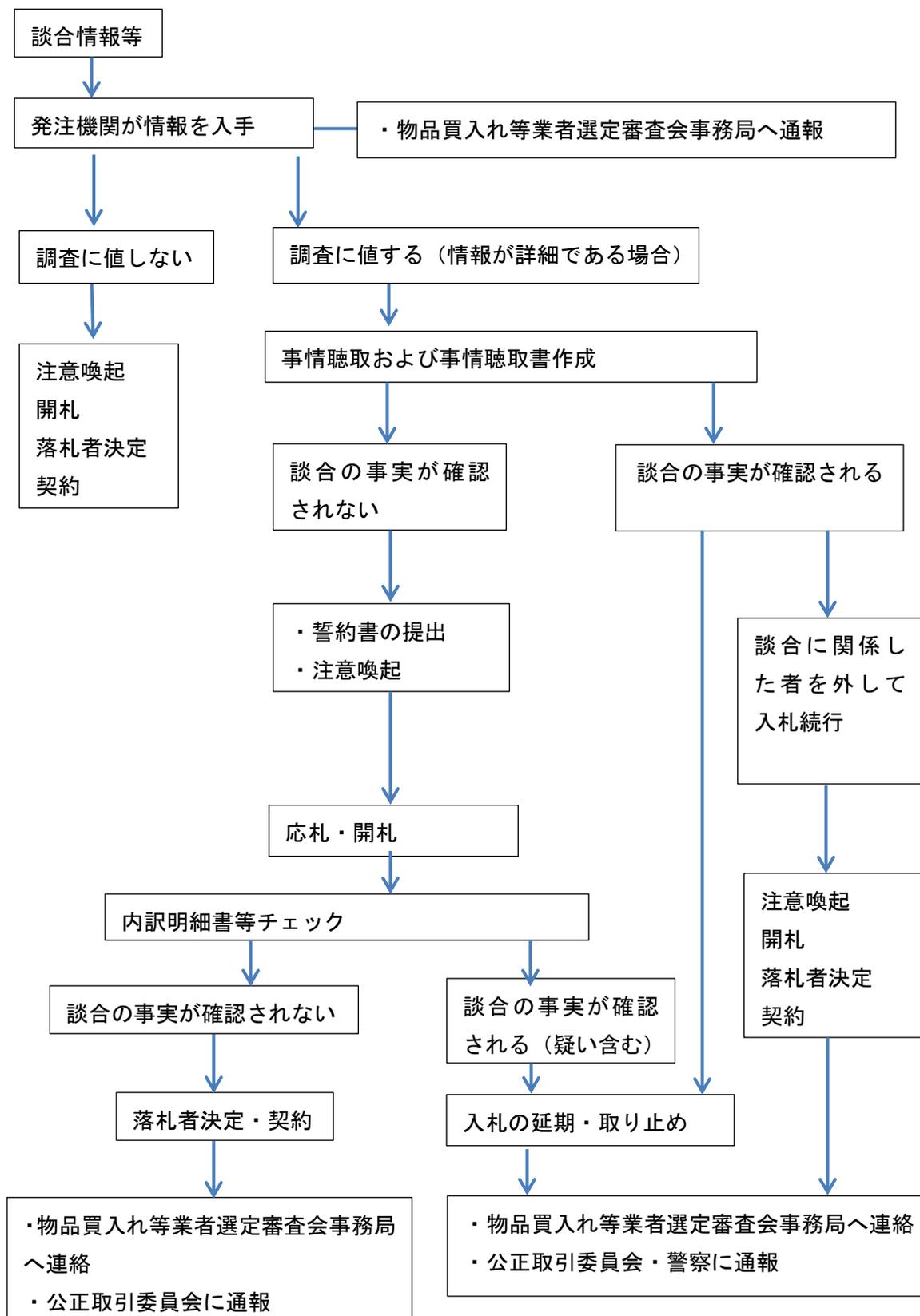
談合情報対応流れ（資格確認通知前に談合情報入手）…

一般競争入札（入札参加資格事前確認方式）



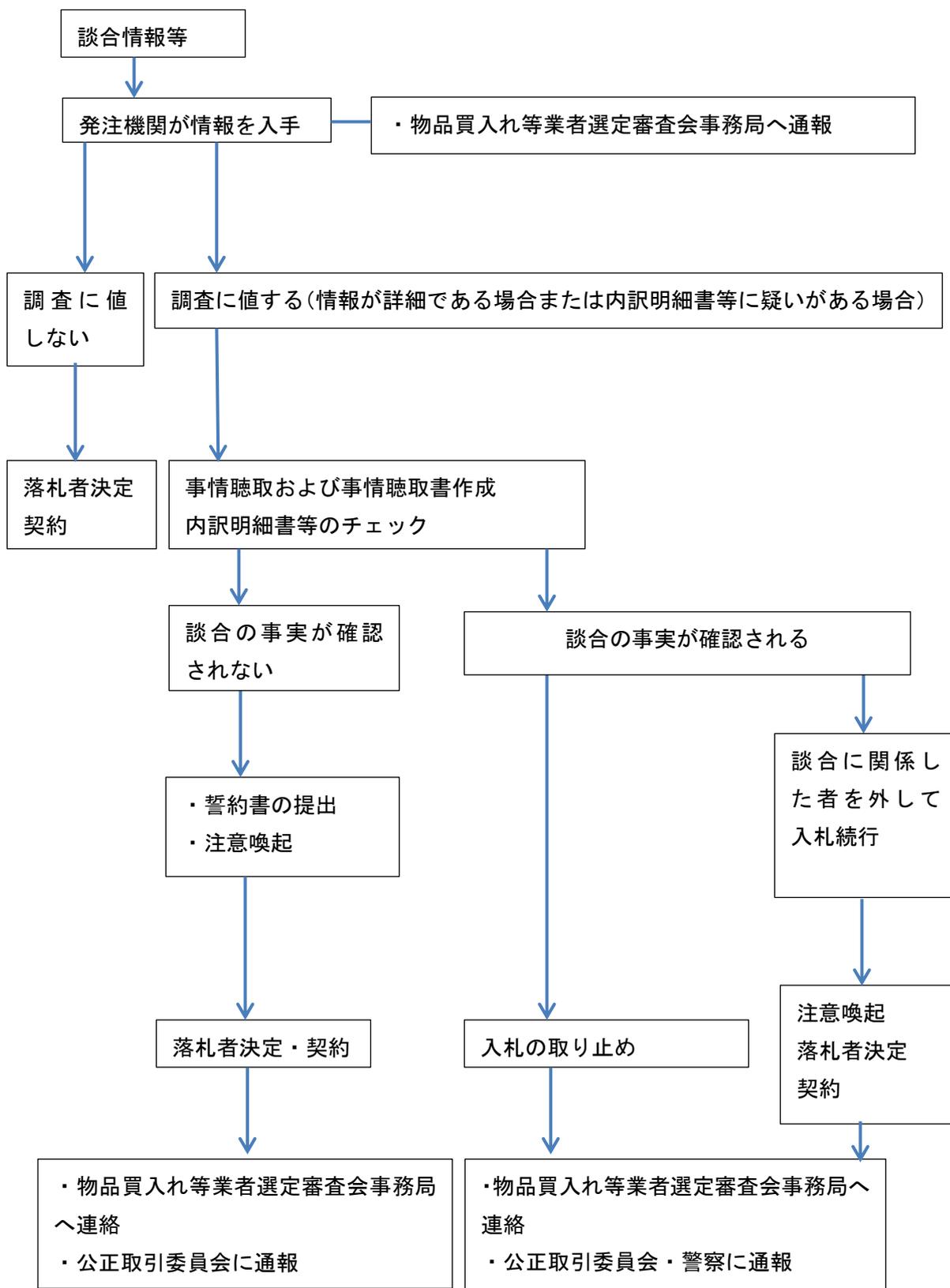
別紙 2 - 2

談合情報対応流れ（資格確認（指名）通知後～落札決定前に談合情報入手）…
 一般競争入札（入札参加資格事前確認方式）・指名競争入札
 ※総合評価方式の開札後～落札決定前については別紙 2 - 3



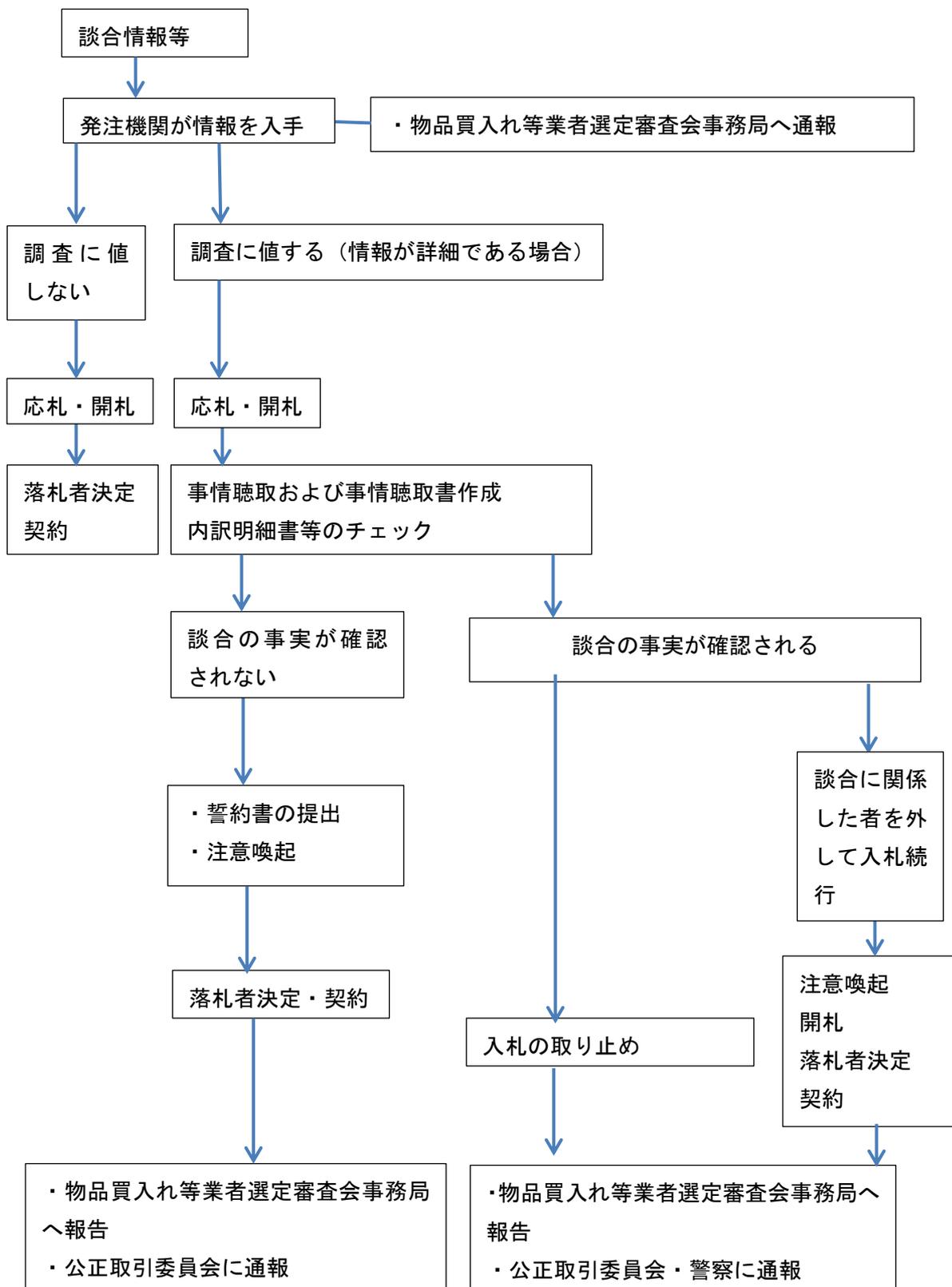
別紙 2 - 3

談合情報対応の流れ（開札後～落札決定前に談合情報を入手）…総合評価



別紙 2 - 4

談合情報対応の流れ（落札決定前までに談合情報を入手）…一般競争入札
（入札参加資格事後確認方式）



誓 約 書

年 月 日

契約担当者

滋賀県知事 三日月 大造

住 所

[法人、団体にあつては主たる事務所の所在地]

氏 名



[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

滋賀県発注の下記の案件に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律および同法施行令ならびに滋賀県物品買入れ等の一般競争入札執行要領および滋賀県物品買入れ等の指名競争入札執行要領（以下「独占禁止法等」という。）の規定に抵触する行為を行っていないことを誓約するとともに、今後とも独占禁止法等の規定を遵守することを誓約します。

なお、次のことについて併せて誓約します。

- 1 下記の案件に関し、独占禁止法等の規定に抵触する行為の存在が認められた場合は、契約を締結されなくても異議ありません。
- 2 契約締結後であっても、独占禁止法等の規定に抵触する行為の存在が認められた場合は、一方的に契約を解除されても異議ありません。
- 3 この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議ありません。

記

対象案件 令和〇年度 ○〇〇〇

(参考)

・滋賀県物品買入れ等の一般競争入札執行要領第7条第1項

入札執行者は、入札参加者が連合し、または不穩の行動をとったとき、その他入札の公正な執行に支障があると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることができる。

・滋賀県物品買入れ等の指名競争入札執行要領第5条第1項

入札執行者（財務規則第200条第1項に規定する入札執行者をいう。以下同じ。）は、入札参加者が連合し、または不穩の行動をとったとき、その他入札の公正な執行に支障があると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることができる。

別紙3-2 (契約締結後)

誓 約 書

年 月 日

契約担当者

滋賀県知事 三日月 大造

住 所

[法人、団体にあつては主たる事務所の所在地]

氏 名



[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

滋賀県発注の下記の案件に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律および同法施行令ならびに滋賀県物品買入れ等の一般競争入札執行要領および滋賀県物品買入れ等の指名競争入札執行要領（以下「独占禁止法等」という。）の規定に抵触する行為を行っていないことを誓約するとともに、今後とも独占禁止法等の規定を遵守することを誓約します。

（以下の文言は契約者に限る）

なお、今後独占禁止法等の規定に抵触する行為の存在が認められた場合は、一方的に契約が解除され、損害賠償請求されても異議ありません。

記

対象案件 令和〇年度 ○〇〇〇

(参考)

・滋賀県物品買入れ等の一般競争入札執行要領第7条第1項

入札執行者は、入札参加者が連合し、または不穩の行動をとったとき、その他入札の公正な執行に支障があると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることができる。

・滋賀県物品買入れ等の指名競争入札執行要領第5条第1項

入札執行者（財務規則第200条第1項に規定する入札執行者をいう。以下同じ。）は、入札参加者が連合し、または不穩の行動をとったとき、その他入札の公正な執行に支障があると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることができる。

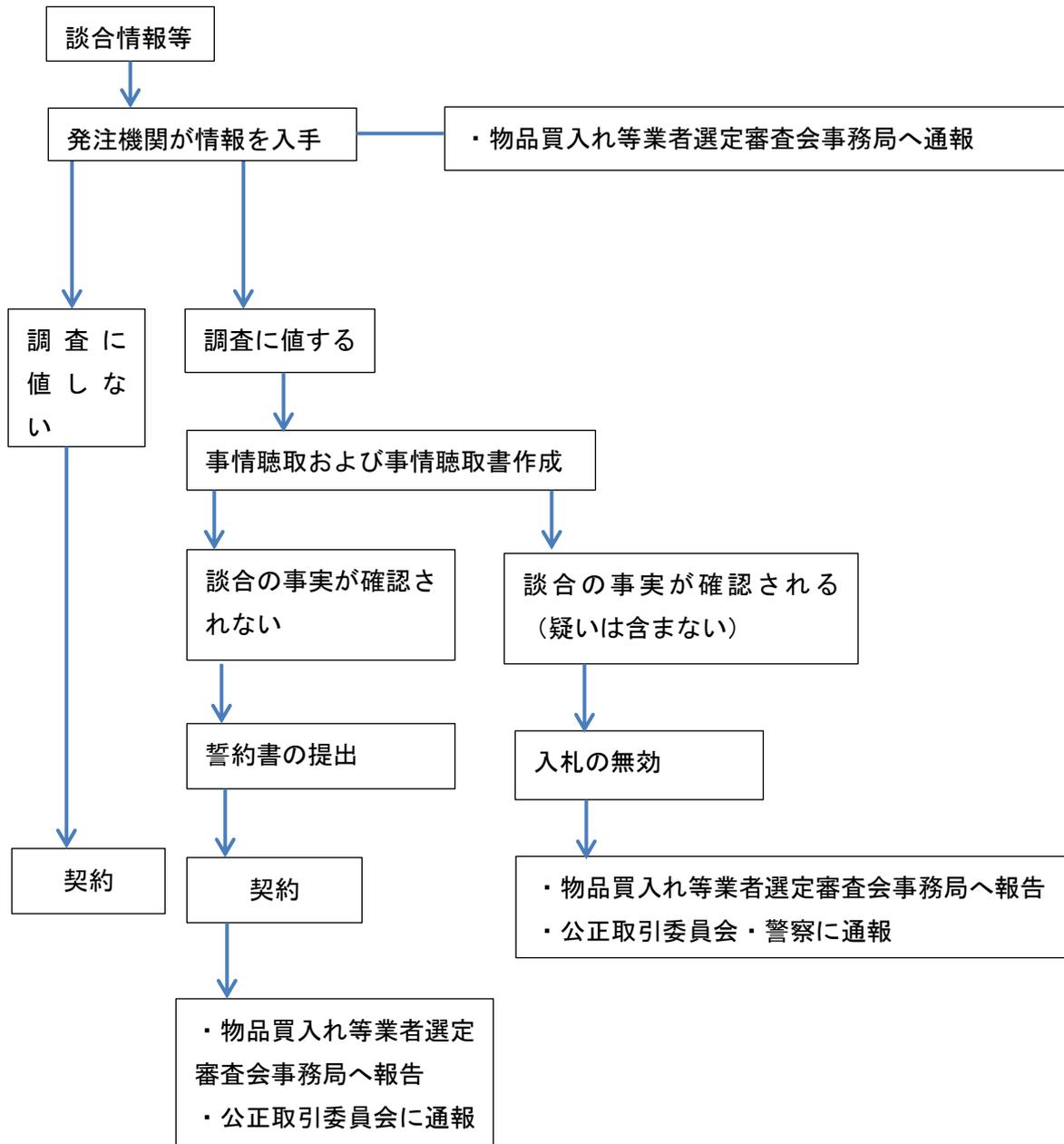
別紙 4

入札執行に関する注意事項

- 1 本件入札について談合があったとの通報があったが、滋賀県物品買入れ等の一般競争入札執行要領を遵守し、厳正に入札すること。
- 2 入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合には、滋賀県物品買入れ等の一般競争入札執行要領第7条第1項により入札は無効とする。

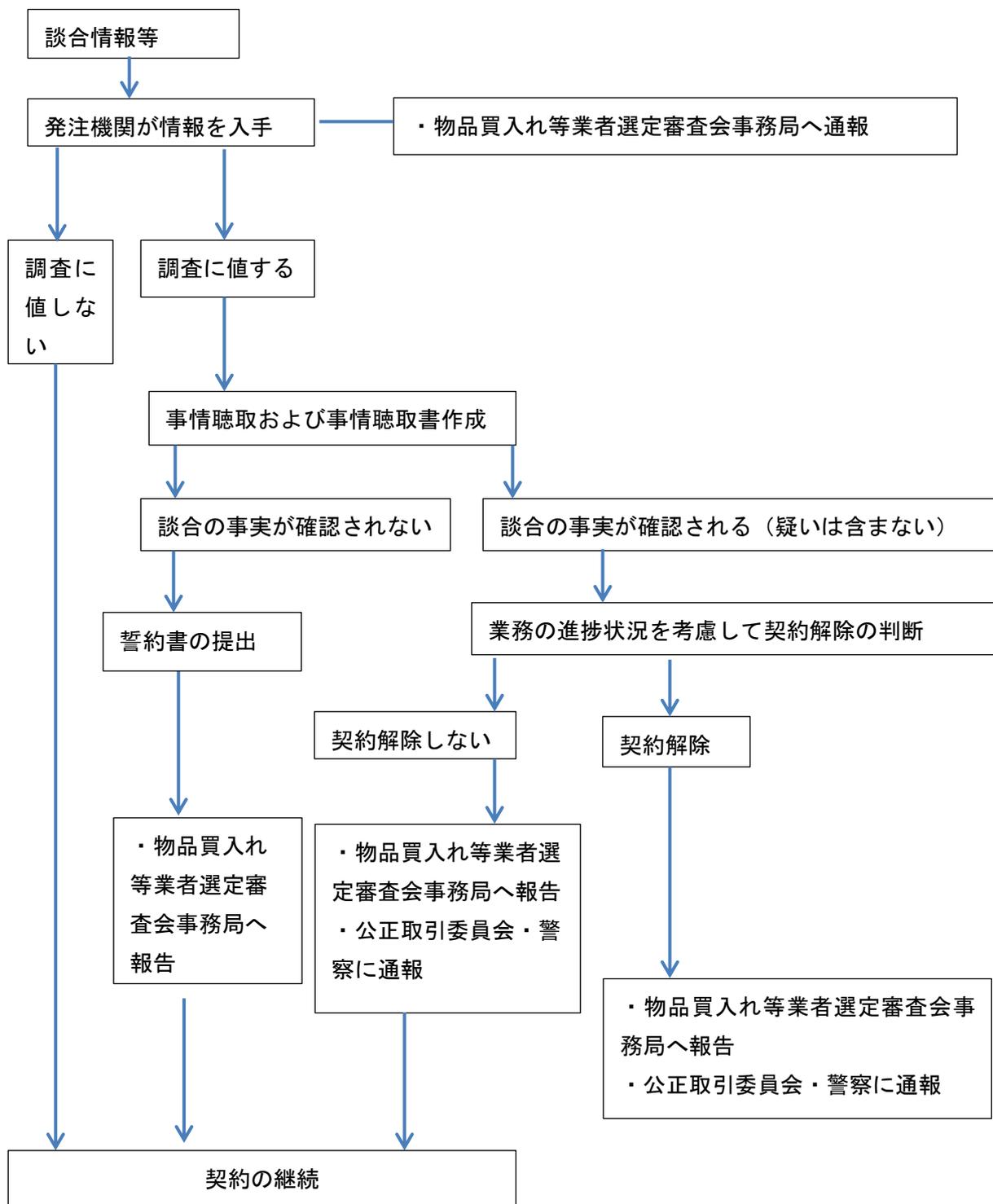
別紙5-1

談合情報対応の流れ（落札決定後～契約締結前に談合情報を入力）



別紙5-2

談合情報対応の流れ（契約締結後に談合情報入手）



別記様式第 I

談合情報報告書

年 月 日

発注機関名		
情報入手日時		
案件名		
入札（予定）日時		
情報提供者 (所属、職・氏名等)		
情報手段		
受信者（職・氏名）		
	談合の日時	
	談合の場所	
	談合者氏名	
	落札予定者	
	落札予定金額	
	その他	
応答の概要		

別記様式第2

事情聴取書

案件名	年度第 号
入札（予定）日時	年 月 日（ ） 時 分
業者名	
被聴取者（職・氏名）	
聴取日時	
聴取場所	
聴取担当者（職・氏名）	
（複数で行うこと。）	
質 問	聴 取 内 容
1. 本案件の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との情報がありますが、そのような事実がありますか。	
2. 本案件について談合のうわさを聞いていますか。	

<p>3. 本案件について談合の働きかけを受けたことがありますか。</p>	
<p>4. 本案件について談合を働きかけたことがありますか。</p>	
<p>5. 本案件について他の業者の人と何らかの打合せまたは話合いをしたことがありますか。</p>	
<p>6. 打合せ、話合いがあったとすれば、いつ、どこで、誰が参加し、どのような内容のものでしたか。</p>	<p>いつ： どこで： 誰が：</p>
<p>7. 本案件の応札額の見積りは誰が行い、いつ決定されましたか。</p>	
<p>8. その他（今回の談合情報に対する意見等）</p>	

(内訳明細書疑義案件の追加質問)

① 積算をするに当たり、何を基準として行いましたか。

(積算ソフトを使用する場合はソフト名を質問する)

②〇〇費の積算はどのように行いますか。(計算に対して理由を質問する)

(企画提案書酷似案件の追加質問)

①企画提案の作成について、他社の人と打合せ、話合いなどをした事実がありますか。

② 企画提案の作成について、社外から技術指導を受けたり、依頼されたりしたことはありますか。

③提案を作成するに当たり、参考にしたものはありますか。

④企画提案が酷似した原因についてほかに何か考えられますか、

別記様式第3

番号

日付

公正取引委員会事務総局

近畿中国四国事務所 第一審査課 様

発注機関の長

談合情報に関連する資料の送付について

滋賀県発注の〇〇〇〇の入札に係る談合情報に関連する資料を、別添のとおり送付します。

(事項)

- 1 談合情報報告書 (写)
- 2 事情聴取書 (写)
- 3 誓約書 (写)
- 4 入札調書 (写)
- 5 入札に関する連絡 (無効、延期、取消)
- 6 契約に関する対応 (契約締結、契約解除)

(※ 該当するものに○のこと。)